第２号様式（第６条第１項）

（第１面）

都市景観協議申出書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　（申出先）横浜市長住所申出者　氏名　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）住所（代理者）氏名連絡先横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第９条第２項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。 |
| １ | 都市景観協議地区の名称 | みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区 | 地区区分の名称 | □みなとみらい大通り沿道地区　　　　　□その他　 |
| ２ | 都市景観形成行為を行う敷地等の位置等 | 横浜市　　　　区 |
| ３ | 都市景観形成行為の種類 | □　建築物の建築等□　工作物の建設等□　開発行為等□　屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置□　その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の積、特定照明、その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕） |
| ４ | 特定都市景観形成行為の該当 | 有　・　無 |
| ５ | 都市景観形成行為の着手予定日 | 年　　　月　　　日 |
| ６ | 都市景観形成行為の完了予定日 | 年　　　月　　　日 |
| ※受付処理欄 |
| 受付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ※条例第21条により、申出書および添付図書その他関係図書の閲覧に同意します。 |

（注意）１　申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

２　※印の欄は、記入しないでください。

３　魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。

４　同一の敷地等について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。

５　次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）

(1) 位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）

(2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真

(3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの

(4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）

(5) 平面図その他市長が必要と認める図書

（Ａ４）

（第２面）

都市景観形成行為の概要

１　建築物の建築等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　行為の種類 | □新築　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途 |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　高さ(階数） | 　　　　　　　　　　　ｍ　　　（地下　　　　　　階、地上　　　　　　階） |
| オ　行為面積 | 延床面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡増築面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ２　工作物の建設等 |
| ア　行為の種類 | □新設　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途(種類) |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　規格(ｻｲｽﾞ) |  |
| オ　行為面積 | 築造面積　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ３　開発行為等 |
| ア　区域の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| イ　予定建築物の用途 |  |
| ウ　法(ﾉﾘ)の高さ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| エ　敷地面積の最小規模 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| オ　木竹の保全等の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |

４　屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の区分等 | □自己用　　　　　　　　□非自己用 |
| □壁面看板（　　箇所）　□袖看板（　　箇所）□広告塔・広告板（　　箇所）　□その他（　　　　　、　　　　　箇所） |
| イ　規模(規格/ｻｲｽﾞ)等 | □壁面看板　　　　　　　 |  |
| □袖看板 |  |
| □広告塔・広告板 |  |
| □その他（　　　　） |  |
| ウ　その他 |  |

５　その他の行為

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の種類 |  |
| イ　行為の内容 |  |
| ウ　その他 |  |

（注意）　項目が多い場合は、別紙で提出できます。

（Ａ４）

（第３面）

計画趣旨等説明書

敷地特性等の説明

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など |  |

計画趣旨説明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき｢行為指針｣ | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
| **方針１**多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。 | **１　アクティビティフロア** |
|  | （1） | 都市景観協議地区図に示すペデストリアンネットワークや歩道等の歩行空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。 |  |
| （2） | アクティビティフロアの外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、ペデストリアンネットワークや歩道等の歩行空間又はコモンスペース等から、アクティビティフロアでのにぎわいや活動がうかがえる形態意匠とする。 |  |
| （3） | アクティビティフロアの前面にコロネードやアーケードのような空間を設け、快適で連続した歩行空間が形成されるような形態意匠とする。 |  |
| （4） | アクティビティフロアの周辺には、にぎわいを阻害しない範囲で、多様なスケールの緑を積極的に導入し、景観に配慮する。 |  |
| **方針２**街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 | **２　歩道状空地** |
|  | （1） | 街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。 |  |
| （2） | 歩道状空地を地区施設、歩道等と接して設ける場合には、境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。 |  |
| （3） | 歩道状空地には、歩行空間を阻害しない範囲で、植栽を積極的に導入し、景観に配慮する。 |  |
| （4） | 敷地内に、歩道状空地と広場状空地を接して設ける場合には、植栽やベンチ等の配置により、空間を分けるなど、広場状空地における憩える場を創出する。 |  |

（第３面）

計画趣旨等説明書

計画趣旨説明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき｢行為指針｣ | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
| **方針２**街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 | **３　コモンスペース** |
|  | （1） | コモンスペースは、建築物の主要な出入口の前面、アクティビティフロアの周辺、ペデストリアンウェイ沿い又は街角等、コモンスペースでのにぎわいや活動が、歩行空間からうかがえる位置に配置する。 |  |
| （2） | コモンスペースは、隣接する敷地のコモンスペースと一体的に利用できるようにするなど、にぎわいの連続性を阻害しない配置、デザインとする。 |  |
| （3） | コモンスペースは、様々な形で水や緑を導入し、人々が気軽に休め、憩える場を創出する。 |  |
| **４　駐車場** |
|  | （1） | 駐車場は、建築物の地下に設けるなど、青空駐車場の設置は避け、街並みの連続性を阻害しないようにする。 |  |
| （2） | 駐車場を地上に設ける場合は、建築物と一体的な位置へ配置、デザインする。 |  |
| （3） | 駐車場の出入口又は自動車サービス路の出入口は、街並みの連続性を阻害しないよう、都市景観協議地区図に示す、国道１号、みなとみらい大通り、国際大通りなどの地区内主要幹線道路沿いを避ける。 |  |
| （4） | 駐車場の出入口は、歩行者等の安全確保をしつつ、形態意匠についても街並みに配慮する。 |  |
| **５　駐輪場** |
|  | （1） | 駐輪場は、街並みの連続性を阻害しないため、駐輪場周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に自転車等が望めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置を工夫する。 |  |
| **６　附属設備等** |
|  | （1） | 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場又は外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、にぎわいの連続性を阻害しない形態意匠とする。 |  |
| （2） | 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場、外階段等となる部分は、街並みの連続性を阻害しないため、歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置等を工夫する。 |  |
| （第３面）計画趣旨等説明書計画趣旨説明　 |
| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき｢行為指針｣ | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
| **方針２**街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 | **６　附属設備等** |
|  | （3） | 建築物の屋上に設置する設備等は、周囲から容易に望めないよう、ルーバー等により遮蔽して魅力ある眺望景観を形成する。 |  |
| **方針３**みなとみらい２１地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような街並みを創る。 | **７　夜間照明** |
|  | （1） | 都市空間のにぎわいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。 |  |
| （2） | 夜間の魅力あるスカイラインを創出し、街の遠望の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行う。 |  |
| **８　建築デザイン** |
|  | （1） | 建築物の外壁は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状などの閉鎖的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、当地区にふさわしい個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。 |  |
| （2） | 建築物は、港への通景及び街並みの連続性を確保し、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、デザイン・配置等を工夫する。 |  |
| （3） | 隣接する建築物どうしのデザイン・配置等は歩行空間等からの統一感・調和に配慮する。 |  |
| （4） | 建築物の頭頂部は、魅力あるスカイラインを形成し周辺の街並みと調和するよう配慮する。 |  |
| **９　スカイライン** |
|  | （1） | 建築物の高さは、地区全体で海側から山側に向けて徐々に高くなることや、周辺建物の高さとのバランスを図ること等について配慮し、魅力的なスカイラインを形成する。 |  |
| （第３面）計画趣旨等説明書計画趣旨説明 |
| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき｢行為指針｣ | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
| **方針３**みなとみらい２１地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような街並みを創る。 | **１０　屋外広告物** |
|  | （1） | 屋外広告物は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので「11にぎわい形成」に適合するものは、この限りではない。ア　屋外広告物は、にぎわいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表１（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例　みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区　参照）に掲げる質の高い広告景観を創造する。イ　屋外広告物は、地区内外から眺望景観、街路景観を配慮し、形状、大きさ、配置等について別表２（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例　みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区　参照）に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。※地区全体の活性化に資する活動（エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい２１）が主催する活動若しくは主体的に参加する実行委員会等が実施する活動又は複数施設で連携して取り組むイベント活動等）をいう。「11　にぎわい形成」においても同様とする。 |  |
|  | **１１　にぎわい形成** |
|  | （1） | エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。ア　にぎわいが地区全体に広がるようエリアマネジメント活動について、地区内の他の場所で実施されているものも含めて、積極的に情報発信に努める。イ　建築物や工作物は、当地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。ウ　屋外広告物や照明は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。映像装置や照明によるイベント演出は、季節や時間に合わせた限定的なものとし、近隣施設への影響や周辺地区からの見え方に配慮し地区全体の良好な景観を阻害しないものとする。 |  |

（注意）　項目が多い場合は、別紙で提出できます。

（Ａ４）